

# 福島県復興公営住宅について

福島県では、原子力災害により避難指示を受けている方等が、低額な家賃で入居いただける復興公営住宅を整備しております。

この復興公営住宅は、国の福島再生加速化交付金、長期避難者生活拠点形成事業を活用し、公営住宅法に基づいて整備するものであり、入居に関して要件があると同時に、収入に応じた家賃等を御負担いただく必要があります。

## 入居要件

- 次のいずれかに該当する方
  - 原子力災害により避難指示を受けている方
  - 原子力災害による避難指示が解除された地区に居住していた方
  - 東日本大震災で発生した地震・津波により住宅を失った方
  - 平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方
- 住宅に困窮している方（※）
- 県税の滞納がない方
- 過去に県営住宅に住んでいた場合、現在家賃の滞納がない方
- 暴力団員でない方
- 現に同居、または同居しようとする親族がいる方（※1の（3）の方のみ）  
（※ただし一部単身での入居が可能な場合あり）
- 世帯収入が、次の基準額を超えない方（※1の（3）、（4）の方のみ）  
【基準額（月額）】

一般世帯	15万8千円
裁量世帯	21万4千円（高齢者、障がい者、子育て世帯）

※ 避難指示区域の外（解除された区域を含む）に居住可能な住居（戸建て住宅やマンションなど、1(4)の方については、H23.3.11時点で中通り又は浜通りで居住していた住居を除く）を所有している方は応募できません。

## 家賃

復興公営住宅の家賃は、公営住宅法に基づき、入居する方の収入、その住宅の広さ、建っている場所、新しさ、設備の充実さなどから算出されます。

※詳細は、各団地を管轄する県営住宅管理室へご確認ください。

## 駐車場

駐車場は、入居される方のみ利用できます。利用の際は車検証の写しを提出いただきます。入居されない方（例：別居している家族など）が住宅を訪れる場合は来客用駐車場をご利用ください。

※詳細は、各団地を管轄する県営住宅管理室へご確認ください。

## 家賃以外の経費

### ①入居時に必要な費用（退去時に未納家賃等がなければお返しします。）

- 敷金 家賃の3ヶ月分
- 駐車場保証金 駐車場使用料の3ヶ月分 ※駐車場を利用される方のみ。

### ②入居中に家賃以外に必要な費用

- 駐車場使用料 ※駐車場を利用される方のみ。 ○共益費（光熱水費など）
- その他（自治会費など）

※共益費は、団地生活上必要な共同費用として、入居者の皆さんの責任において徴収・支払いしていただきます。滞納のないようにしてください。

※居室内照明器具、エアコン、ガス器具、テレビ、冷蔵庫については、入居者の負担となります。

## 申込みから抽選会まで（福島県復興公営住宅入居支援センター受付）

### 受付開始

### 受付終了

- 応募状況をホームページで公表

### 抽選番号通知

### 抽選会

- 県職員立会いのもと抽選

### 抽選結果通知

- 当選者となった方 「当選通知書」「入居資格審査のご案内」送付
- 補欠者となった方 「補欠決定通知書」送付
- 抽選にはずれた方 「抽選結果通知書」送付

## 抽選で当選された方（県営住宅管理室受付）

### 入居資格の確認

- 資格審査必要書類提出

### 入居予定者決定

- 資格がある方には入居予定者決定通知書送付

### 入居説明会

- 入居許可書の交付 ○敷金及び駐車場保証金の納入通知書の配布
- 住宅管理人の決定 など

### 入居指定日

- 入居は、入居指定日から20日以内にしていただきます。
- 仮設住宅や借上げ住宅にお住まいの方は、退去の手續後に入居してください。

## 福島県県営住宅管理室一覧

県北地区 024-521-7991	北信団地・笹谷団地・飯坂団地・北中央団地・北沢又団地・ 根柄山団地・若宮団地・表団地・石倉団地・壁沢団地
県中地区 024-935-1518	日和田団地・柴宮団地・富田団地・東原団地・八山田団地・ 安積団地・鶴見坦団地・守山駅西団地・平沢団地・ 石崎北団地・石崎南団地
県南地区 0248-23-1623	南湖南団地・白坂団地
会津地区 0242-29-5526	古川町団地・年貢町団地・城北団地・白虎団地
相双地区 0244-26-5114	北原団地・上町団地・南町団地・西町団地・牛越団地・ 下北迫団地
いわき地区 0246-35-1733	湯長谷団地・下神白団地・八幡小路団地・家ノ前団地・ 宮沢団地・大原団地・関船団地・高萩団地・四ツ倉団地・ 勿来酒井団地・中原団地・下矢田団地・北好間団地・ 泉本谷団地・平赤井団地・磐崎団地